

藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱について  
次の者を藤沢市民ギャラリー運営協議会委員に委嘱する。

2016年（平成28年）9月14日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 氏名等

ふりがな 氏名	生年月日	住所	選出 区分	新任 再任 の別	備考
もりなか 森中 すすむ 勸			学識 経験者	再任	藤沢市文化 団体連合会
あらい 荒井 かつお 勝男			学識 経験者	再任	藤沢市社会 教育委員会 議
さいとう 齋藤 ひろゆき 洋由起			利用者 代表	新任	藤沢市美術 家協会
ませ 間瀬 ちえこ 千恵子			利用者 代表	再任	藤沢市書道 協会
あいざわ 相澤 のぶよし 演義			利用者 代表	再任	藤沢写真 協会

ないとう 内藤 優香里			利用者 代表	再任	神奈川県高等学校教科 研究会美術 工芸部会
おおば 大庭 るり子			利用者 代表	再任	藤沢華道 協会

## 2 任期

2016年(平成28年)10月1日から2018年(平成30年)9月30日まで

### 提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の任期満了に伴い、藤沢市民ギャラリー条例第10条の規定により委員を委嘱する必要による。

### 参 考

藤沢市民ギャラリー条例 抜粋

(ギャラリー運営協議会)

第10条 ギャラリーの運営及び管理について諮問するため、教育委員会に属する附属機関として藤沢市民ギャラリー運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、藤沢市民ギャラリー運営協議会委員（以下「委員」という。）7人をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。